

# 富山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

## 第1 趣 旨

この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、農業経営負担軽減支援資金についての利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 利子補給金の交付

知事は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付けるガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し利子補給金を交付する。

## 第3 利子補給率

本資金の利子補給率は、ガイドライン第3の2による国の連絡を受けて県が作成する「農業制度資金金利一覧」のとおりとする。

## 第4 利子補給契約

第2の利子補給については、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

## 第5 利子補給金の計算

第2の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における本資金につき、第3に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で算出した金額の合計額とする。

## 第6 利子補給の承認の申請

融資機関は、利子補給に係る資金を貸し付けようとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

## 第7 利子補給の承認

知事は、第6の規定による申請書を審査のうえ、利子補給の承認又は不承認を決定し、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認通知書（様式第2号）により当該融資機関に通知する。

## 第8 利子補給金の請求

融資機関は利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものにあつては翌年1月31日までに、農業経営負担軽減支援資金利子補給金請求書（様式第3号）に農業経営負担軽減支援資金利子補給金計算明細表（様式第4号）を添えて知事に提出しなければならない。

## 第9 利子補給金の支払

利子補給金の支払は、農業経営負担軽減支援資金利子補給金請求書を受理した日の属する月の翌月中に行うものとする。

## 第10 利子補給の打ち切り等

知事は、県の利子補給に係る本資金について、次の場合には、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入金を辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 知事は、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

## 第11 報告の徴収等

融資機関は、知事が第2の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

## 第12 電子情報処理組織による手続等

第6の農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第1号）、又は第8の農業経営負担軽減支援資金利子補給金請求書（様式第3号）の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

2 この要綱の規定による申請、届出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法により

行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

この要綱は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。